

令和3年度墨田区議会定例会 11月議会提出予定案件（追加）

〈条例〉

- 1 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 5 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和3年度墨田区議会定例会 1 1 月議会提出予定案件概要（追加）

〈条例〉

1 墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区議会議員の期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

	現 行	令和3年度（案）	令和4年度以降（案）
年間支給月数	3. 6 8	3. 5 6 (△0.12)	3. 5 6 (△0.12)
6 月	1. 715	1. 715(――)	1. 655(△0.06)
1 2 月	1. 715	1. 715(――)	1. 655(△0.06)
3 月	0. 250	0. 130(△0.12)	0. 250(――)

(2) 施行期日

ア 令和4年3月に支給する期末手当に係る改正 公布の日

イ 令和4年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和4年4月1日

2 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、区長等の期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

	現 行	令和3年度（案）	令和4年度以降（案）
年間支給月数	3. 6 8	3. 5 6 (△0.12)	3. 5 6 (△0.12)
6 月	1. 715	1. 715(――)	1. 655(△0.06)
1 2 月	1. 715	1. 715(――)	1. 655(△0.06)
3 月	0. 250	0. 130(△0.12)	0. 250(――)

※ 教育委員会教育長及び常勤の監査委員の期末手当については、墨田区長等の給料等に関する条例の例により支給されることとされているため、区長等と同様に改定が行われる。

(2) 施行期日

ア 令和4年3月に支給する期末手当に係る改正 公布の日

イ 令和4年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和4年4月1日

### 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### (1) 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、職員の期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

区 分			現 行	令和3年度(案)	令和4年度以降(案)
再任用 職員以 外の職 員	管 理 職 員 以 外 の 職 員	年間支給月数	2. 5 5	2. 4 0 (△0.15)	2. 4 0 (△0.15)
		6 月	1. 125	1. 125 (——)	1. 050 (△0.075)
		1 2 月	1. 175	1. 175 (——)	1. 100 (△0.075)
		3 月	0. 250	0. 100 (△0.15)	0. 250 (——)
再任用 職 員	管 理 職 員	年間支給月数	2. 1 5	2. 0 0 (△0.15)	2. 0 0 (△0.15)
		6 月	0. 925	0. 925 (——)	0. 850 (△0.075)
		1 2 月	0. 975	0. 975 (——)	0. 900 (△0.075)
		3 月	0. 250	0. 100 (△0.15)	0. 250 (——)
再任用 職 員	管 理 職 員 以 外 の 職 員	年間支給月数	1. 4 0	1. 3 5 (△0.05)	1. 3 5 (△0.05)
		6 月	0. 625	0. 625 (——)	0. 600 (△0.025)
		1 2 月	0. 675	0. 675 (——)	0. 650 (△0.025)
		3 月	0. 100	0. 050 (△0.05)	0. 100 (——)
再任用 職 員	管 理 職 員	年間支給月数	1. 2 0	1. 1 5 (△0.05)	1. 1 5 (△0.05)
		6 月	0. 525	0. 525 (——)	0. 500 (△0.025)
		1 2 月	0. 575	0. 575 (——)	0. 550 (△0.025)
		3 月	0. 100	0. 050 (△0.05)	0. 100 (——)

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・再任用職員以外の職員 4. 6 0 月 → 4. 4 5 月 (△0. 1 5 月)
- ・再任用職員 2. 4 0 月 → 2. 3 5 月 (△0. 0 5 月)

#### (2) 施行期日

ア 令和4年3月に支給する期末手当に係る改正 公布の日

イ 令和4年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和4年4月1日

### 4 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

#### (1) 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

	現 行	令和3年度(案)	令和4年度以降(案)
年間支給月数	2. 5 5	2. 4 0 (△0.15)	2. 4 0 (△0.15)
6 月	1. 125	1. 125 (——)	1. 050 (△0.075)
1 2 月	1. 175	1. 175 (——)	1. 100 (△0.075)
3 月	0. 250	0. 100 (△0.15)	0. 250 (——)

#### (2) 施行期日

ア 令和4年3月に支給する期末手当に係る改正 公布の日

イ 令和4年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和4年4月1日

5 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、幼稚園教育職員の期末手当の支給月数を次のとおり改定する。

区 分			現 行	令和3年度(案)	令和4年度以降(案)
再任用 職員以 外の職 員	管理職 員以外 の職員	年間支給月数	2.55	2.40(△0.15)	2.40(△0.15)
		6月	1.125	1.125(――)	1.050(△0.075)
		12月	1.175	1.175(――)	1.100(△0.075)
		3月	0.250	0.100(△0.15)	0.250(――)
	管理職 員	年間支給月数	2.15	2.00(△0.15)	2.00(△0.15)
		6月	0.925	0.925(――)	0.850(△0.075)
12月		0.975	0.975(――)	0.900(△0.075)	
	3月	0.250	0.100(△0.15)	0.250(――)	
再任用 職員	管理職 員以外 の職員	年間支給月数	1.40	1.35(△0.05)	1.35(△0.05)
		6月	0.625	0.625(――)	0.600(△0.025)
		12月	0.675	0.675(――)	0.650(△0.025)
		3月	0.100	0.050(△0.05)	0.100(――)
	管理職 員	年間支給月数	1.20	1.15(△0.05)	1.15(△0.05)
		6月	0.525	0.525(――)	0.500(△0.025)
12月		0.575	0.575(――)	0.550(△0.025)	
	3月	0.100	0.050(△0.05)	0.100(――)	

[参考] 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・再任用職員以外の職員 4.60月 → 4.45月 (△0.15月)
- ・再任用職員 2.40月 → 2.35月 (△0.05月)

(2) 施行期日

ア 令和4年3月に支給する期末手当に係る改正 公布の日

イ 令和4年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和4年4月1日